

<重要事項1①>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 通所リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
・開設年月日	平成元年3月1日
・所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
・電話番号	0848-76-0373
・FAX番号	0848-76-3018
・所長	藤井 真澄
・介護保険事業所番号	3454180013号

(2) 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」の運営方針]

① 地域包括ケアシステムの一翼を担う。

- ・施設ケアと在宅ケアをつなぐ要の役割を果たす

② 介護老人保健施設の4つの機能を遵守する。

- ・総合的ケアサービス施設（リハビリ・看護と介護・相談援助等の提供）
- ・家庭復帰施設（リハビリ・介護指導の提供、サービス調整）
- ・在宅ケア支援施設（通所リハビリ・短期入所療養介護の提供、ケアハウス併設）
- ・地域に開かれた施設（ボランティア受け入れ、家族会の実施、介護予防教室・認知症カフェへの協力）

(3) 施設の職員体制

職 員	員 数	業務内容
・医 師	1人	医療管理
・介護職員	6人以上	通所リハビリ計画・介護業務
・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	10人以上	リハビリテーション 個別リハビリ計画
・歯科衛生士	2人	口腔衛生管理
・事務員	2人以上	事務処理
・その他	6人	運転手

(4) 通所定員 40名

2 通所リハビリテーションサービス

通所リハビリテーションは、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るもので。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関する医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 送迎サービス（通所リハビリテーションサービスにおける通常の送迎の実施地域は、尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅町宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町及び三原市八幡町の各地域です。）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他

3 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

4 利用料その他の費用の額

介護老人保健施設の利用者の自己負担は、次の2種類があります。

- ① 介護保険（及び介護予防）給付の1割、2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）
- ② 保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の具体的な利用者負担額につきましては、重要事項2-1①、2-2①をご参照下さい。

5 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、JA尾道市口座引落し等の方法があります。契約時にお選びください。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(別紙「公立みづき総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照)

・協力医療機関

- ・名 称 公立みづき総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 公立みづき総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は受審していません。

9 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

10 身体的拘束等

利用者に対し身体的拘束等は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し理由を診療録に記載し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

11 施設利用のリスクについて

当施設では利用者が快適に通所リハビリテーションを利用されますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険が伴うことを十分ご理解ください。

12 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な療養生活のためできるだけ控えていただきますようお願いします。

- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者またはご家族で行っていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・施設内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他、ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。

13 その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話：0848-76-0373）。

要望や苦情などは、支援相談員または看護師長、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします（事務室、サービスステーション）。また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

改定 令和7年4月1日

<重要事項2-1①>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
通所リハビリテーションの利用料について

1 保険給付の自己負担額（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

1) 通所リハサービス費

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

[6時間以上7時間未満] 通常のデイケア

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[1時間以上2時間未満] ※個別リハ20分以上実施した場合

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

※ 上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

①リハビリテーションマネジメント加算(イ)

(6月以内、医師・ご家族を含めた会議を1月に1回以上開催、居宅訪問)	560円／月
(6月超、医師・ご家族を含めた会議を3月に1回以上開催、居宅訪問)	240円／月

②リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

(6月以内、医師・ご家族を含めた会議を1月に1回以上開催、居宅訪問、厚労省提出)	593円／月
(6月超、医師・ご家族を含めた会議を3月に1回以上開催、居宅訪問、厚労省提出)	273円／月

③リハビリテーションマネジメント加算(ハ)

(6月以内、②に管理栄養士配置・栄養アセスメント及び口腔アセスメント)	793円／月
(6月超、②に管理栄養士配置・栄養アセスメント及び口腔アセスメント)	473円／月

④医師が利用者またはその家族に説明した場合、

上記(リハビリテーションマネジメント加算)に加え	270円／月
--------------------------	--------

⑤リハビリテーション提供体制加算

(リハビリテーションマネジメント加算を算定し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、利用者の数25又はその端数を増すごとに1以上の場合)

7時間以上	28円
6時間以上7時間未満	24円
5時間以上6時間未満	20円
4時間以上5時間未満	16円
3時間以上4時間未満	12円

⑥延長サービス加算

(通常のデイケアをご利用の方に対して、延長して日常生活上の世話を行った場合)

8時間以上9時間未満	50円
------------	-----

9時間以上10時間未満	100円
-------------	------

以降 14時間未満まで1時間ごとに50円加算

⑦入浴介助加算(I) 1日につき 40円 (入浴介助を行った場合)

⑧入浴介助加算(II) 1日につき 60円 (⑦に居宅訪問し、環境評価及び個別の入浴計画(リハビリ計画書に同様の内容でも可)を作成した場合)

⑨短期集中個別リハビリテーション実施加算

(生活機能の改善を見込んだ個別リハビリテーションを行なった場合)

1日につき	110円	(退院・退所後3月以内)
-------	------	--------------

⑩認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)

1日につき	240円	(退院・退所後3月以内、週2回を限度)
-------	------	---------------------

⑪認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)

1月につき	1,920円	(退院・退所後3月以内、月4回以上実施)
-------	--------	----------------------

⑫生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算

(生活行為の内容の充実を図るために目標及び当該目標を踏まえたりハビリの実施内容等を実施計画にあらかじめ定めて有する能力の向上を支援した場合)

1月につき	1,250円	(開始月から6月以内)
-------	--------	-------------

- ⑬移行支援加算（社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価）
1日につき 12円
- ⑭若年性認知症利用者受入加算
1日につき 60円（若年性認知症利用者の場合）
- ⑮中重度者ケア体制加算（要介護3以上の利用者が100分の30以上、一定以上の看護師の確保）
1日につき 20円
- ⑯栄養アセスメント加算 1月につき 50円
(管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントの実施及び厚労省へデータ提出した場合)
- ⑰栄養改善加算
(低栄養状態にある又はおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画作成見直しをしている場合)
1回につき 200円（3月以内の期間に限り1月に2回まで）
- ⑱口腔・栄養スクリーニング加算（I）
(口腔及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供した場合)
1回につき 20円（6月に1回を限度）
- ⑲口腔・栄養スクリーニング加算（II）
(口腔又は栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供した場合)
1回につき 5円（6月に1回を限度）
- ⑳口腔機能向上加算（I）
(口腔機能が低下している又はおそれのある利用者等に対し、口腔機能改善のため計画作成見直しをしている場合)
1回につき 150円（3月以内の期間に限り1月に2回まで）
- ㉑口腔機能向上加算（II）イ (㉐にリハマネ加算(ハ)を算定し、厚労省へデータ提出した場合)
1回につき 155円（3月以内の期間に限り1月に2回まで）
- ㉒口腔機能向上加算（II）ロ (㉐にリハマネ加算(ハ)を算定せず、厚労省へデータ提出した場合)
1回につき 160円（3月以内の期間に限り1月に2回まで）
- ㉓サービス提供体制強化加算（I） 1日につき 22円
(介護職員のうち介護福祉士7割以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上)
- ㉔重度療養管理加算 1日につき 100円
(要介護3・4・5で医療的管理の必要な場合)
- ㉕科学的介護推進体制加算 1月につき 40円
(利用者の心身の状況等について厚労省へ提出した場合)
- ㉖退院時共同指導加算 1回につき 600円
(医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加)
- ㉗通常区域以外からの中山間地域等に居住する利用者に対する加算
1日につき 所定単位数×5%
- ㉘同一建物からの利用者に対する減算
1日につき -94円
- ㉙送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）
片道につき -47円
- ㉚介護職員等処遇改善加算（I）(介護職員等の処遇改善措置あり、利用者全員が対象)
自己負担合計 × 8.6%

※通所リハビリテーションの場合、被爆者健康手帳所持の方はここまで自己負担は免除になります。

<重要事項2-2①>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
通所リハビリテーションの料金表

1 食費 昼食685円（おやつ代を含む） 夕食619円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

2 日用生活費 1日につき 103円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

	単価	数量(枚・箱)	日数(日)	月額(円)
タオル	31	1	30	930
バスタオル	62	1	9	558
おしぶり	21	3	30	1,890
シャンプー・リンス	—	—	—	110
ソープ	—	—	—	130
ティッシュ	—	—	—	120

※ 月30回利用したとして月額 3,738円 日額 124円→103円に調整

3 教養娯楽費 1日につき 154円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

レクリエーション	単価	回数	月額(円)
音楽	103	4	412
料理	206	2	412
書道	206	4	824
園芸	103	4	412
クラフト	411	4	1,644
茶道	51	2	102
絵手紙	206	4	824

※ 月30回利用したとして月額 4,630円 日額 154円

4 洗濯代 1枚につき 103円

私物の洗濯を施設で行った場合（高級な衣料品の洗濯には対応できませんのでご注意ください）

5 おむつ代 実費（税込）

6 通常区域外送迎費用

通常の実施地域以外からの送迎に要する費用 1kmにつき 37円

（通常の実施地域を越えた地点から利用者宅までの距離で計算いたします）

7 その他費用 実費（税込）

利用者の希望により実施する行事に要する費用、各証明書や文書料

※ その他、利用者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

<重要事項1②>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 介護予防通所リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
・開設年月日	平成元年3月1日
・所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
・電話番号	0848-76-0373
・FAX番号	0848-76-3018
・所長	藤井 真澄
・介護保険事業所番号	3454180013号

(2) 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションなどといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」の運営方針]

① 地域包括ケアシステムの一翼を担う。

- ・施設ケアと在宅ケアをつなぐ要の役割を果たす

② 介護老人保健施設の4つの機能を遵守する。

- ・総合的ケアサービス施設（リハビリ・看護と介護・相談援助等の提供）
- ・家庭復帰施設（リハビリ・介護指導の提供、サービス調整）
- ・在宅ケア支援施設（通所リハビリ・短期入所療養介護の提供、ケアハウス併設）
- ・地域に開かれた施設（ボランティア受入れ、家族会の実施、介護予防教室・認知症カフェへの協力）

(3) 施設の職員体制

職 員	員 数	業務内容
・医 師	1人	医療管理
・介護職員	6人以上	通所リハビリ計画・介護業務
・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	10人以上	リハビリテーション 個別リハビリ計画
・歯科衛生士	2人	口腔衛生管理
・事務員	2人以上	事務処理
・その他	6人	運転手

(4) 通所定員 40名

2 介護予防通所リハビリテーションサービス

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関する医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 送迎サービス（介護予防通所リハビリテーションサービスにおける通常の送迎の実施地域は、尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅町宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町及び三原市八幡町の各地域です。）

⑧ 相談援助サービス

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた介護予防通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑪ その他

3 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

4 利用料その他の費用の額

介護老人保健施設の利用者の自己負担は、次の2種類があります。

① 介護保険（及び介護予防）給付の1割、2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）

② 保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の具体的な利用者負担額につきましては、重要事項2-1②、2-2②をご参照下さい。

5 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、JA尾道市口座引落し等の方法があります。契約時にお選びください。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(別紙「公立みづき総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照)

・協力医療機関

- ・名 称 公立みづき総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 公立みづき総合病院
- ・住 所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は受審していません。

9 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

10 身体的拘束等

利用者に対し身体的拘束等は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し理由を診療録に記載し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

11 施設利用のリスクについて

当施設では利用者が快適に介護予防通所リハビリテーションを利用されますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険が伴うことを十分ご理解ください。

12 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な療養生活のためできるだけ控えていただきますようお願いします。

- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者またはご家族で行っていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・施設内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他、ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。

13 その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください
(電話：0848-76-0373)。

要望や苦情などは、支援相談員または看護師長、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします(事務室、サービスステーション)。また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

改定 令和7年4月1日

<重要事項2-1②>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
介護予防通所リハビリテーションの利用料について

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

介護予防通所リハサービス費

- ・要支援1 2,268円／月
・要支援2 4,228円／月

※ 上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

① 生活行為向上リハビリテーション実施加算

(生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたりハビリの実施内容等を実施計画にあらかじめ定めて有する能力の向上を支援した場合)

562円／月（開始月から6月以内）

② 栄養アセスメント加算

(管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントの実施及び厚労省へデータ提出した場合)

50円／月

③ 栄養改善加算

(低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画見直しをしている場合)

200円／月

④ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）

(口腔及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供した場合)

20円／回（6月に1回を限度）

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算（II）

(口腔又は栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供した場合)

5円／回（6月に1回を限度）

⑥ 口腔機能向上加算（I）

(口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画作成見直しをしている場合)

150円／回

⑦ 口腔機能向上加算（II）

(⑥に厚労省へデータ提出した場合)

160円／回

⑧ 一体的サービス提供加算

480円／月

(運動機能向上サービスに加え、栄養改善及び口腔機能向上サービスを実施した場合)

⑨ 若年性認知症利用者受入加算

240円／月

(若年性認知症利用者の場合)

⑩ 科学的介護推進体制加算

40円／月

(利用者の心身の状況等について厚労省へ提出した場合)

⑪ 退院時共同指導加算

600円／回

(医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加)

⑫ 通常区域以外からの中山間地域等に居住する利用者に対する加算

所定単位数×5%／月

- ⑬ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護職員のうち介護福祉士7割以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%）
- | | |
|------|--------|
| 要支援1 | 88円／月 |
| 要支援2 | 176円／月 |
- ⑭ 同一建物からの利用者に対する減算
- | | |
|------|---------|
| 要支援1 | -376円／月 |
| 要支援2 | -752円／月 |
- ⑮ 長期間の利用者に対する減算（利用開始日の属する月から12月超、3月に1回以上会議未実施、厚労省ヘリハビリ計画書データ未提出）
- | | |
|------|---------|
| 要支援1 | -120円／月 |
| 要支援2 | -240円／月 |
- ⑯ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（介護職員等の処遇改善措置あり、利用者全員が対象）
- 自己負担合計額 × 8.6%

※介護予防通所リハビリテーションの場合、原爆被爆者の方は、ここまで自己負担は免除になります。

改定 令和7年6月1日

<重要事項2-2②>

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」
介護予防通所リハビリテーションの料金表

1 食費 昼食685円（おやつ代を含む） 夕食619円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

2 日用生活費 1日につき 103円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

	単 価	数量(枚・箱)	日 数(日)	月 額(円)
タオル	31	1	30	930
バスタオル	62	1	9	558
おしぶり	21	3	30	1,890
シャンプー・リンス	—	—	—	110
ソープ	—	—	—	130
ティッシュ	—	—	—	120

※ 月30回利用したとして月額 3,738円 日額 124円→103円に調整

3 教養娯楽費 1日につき 154円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

レクリエーション	単 価	回 数	月 額(円)
音 楽	103	4	412
料 理	206	2	412
書 道	206	4	824
園 芸	103	4	412
クラフト	411	4	1,644
茶 道	51	2	102
絵手紙	206	4	824

※ 月30回利用したとして月額 4,630円 日額 154円

4 洗濯代 1枚につき 103円

私物の洗濯を施設で行った場合（高級な衣料品の洗濯には対応できませんのでご注意ください）

5 おむつ代 実費（税込）

6 通常区域外送迎費用

通常の実施地域以外からの送迎に要する費用 1kmにつき 37円
(通常の実施地域を越えた地点から利用者宅までの距離で計算いたします)

7 その他費用 実費（税込）

利用者の希望により実施する行事に要する費用、各証明書や文書料

※ その他、利用者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

<重要事項3>

苦情相談解決に向けて

一 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第40号）第34条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニットが提供する介護サービスに対する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設 施設長 佐々木 俊雄
公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 所長 藤井 真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 介護支援専門員 山崎 由香里・伊藤 資子
常設窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会
(別紙) (尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ることも可）。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 （苦情解決責任者）佐々木施設長、藤井所長
(苦情受付担当者) 山崎・伊藤介護支援専門員

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 入所者在住の市町の介護保険担当課（要介護認定に関する問い合わせも含む）
 - ・尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 (0848) 76-2235
 - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 電話 (0848) 38-9440
 - ・高齢者福祉係 電話 (0848) 38-9137
 - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 電話 (0848) 67-6240
 - ・府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係 電話 (0847) 40-0222
 - ・世羅町福祉課 高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072
- (あるいは、入所者の在住市町村介護保険担当課)
- 広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話 (082) 554-0783
- （要介護認定に関する不服審査窓口は） 広島県介護保険審査会
(広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係) 電話 (0848) 25-2011